

# 「蕨市自転車安全利用条例」について

## 1 条例整備の背景

自転車は、身近な移動手段として重要な役割を担っています。一方で、自転車利用者は、交通ルールの遵守とマナーの向上が求められており、県では、平成24年4月に「埼玉県自転車の安全な利用の促進に関する条例」を施行しました。

蕨市では、スケアード・ストレイト交通安全教室を、平成25年度に市内の全公立中学校において、また平成26年度は蕨高等学校において、中・高校生のみならず近隣の小学生や住民を対象として実施するなど、自転車の安全利用について、様々な事業を進めてまいりました。今後も更なる教育・啓発・広報活動を進めていくため、県条例を基本としながらも、市条例を整備しました。この条例には、以下のような特徴があります。

## 2 市条例の特徴

- ・ 自転車事故においても、車両の運転者としての責任を問われ、裁判で高額な賠償が命じられる場合があります。  
自転車の万一の事故への備えとして、自転車利用者、さらに児童生徒の保護者にも、その児童生徒の利用する自転車損害保険等への加入に努めることとしています。
- ・ 幼児、児童生徒及び高齢者に対して、乗車用ヘルメットの着用をさらに促進するため、啓発及び広報を行うことと定めています。

## 3 条例の目的

- ・ 自転車の安全な利用に関する施策を、総合的かつ計画的に推進する。
- ・ 歩行者、自転車及び自動車等が共に安全に通行し、かつ、市民が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与する。

## 4 条例の概要

### 市、市民、自転車利用者等の責務

- (1) 市 自転車の安全な利用に関する総合的な施策を推進する。
- (2) 市民 自転車の安全な利用に関する取組を自主的・積極的に行う。  
市が実施する自転車の安全な利用の促進に関する施策に協力する。
- (3) 自転車利用者  
道路交通法、県条例その他の法令を遵守する。  
自転車に関係する交通事故の防止に関する知識を習得する。  
自転車損害保険等へ加入する。  
自転車の定期的な点検整備・反射材の装着等の交通安全対策や防犯登録、施錠・籠カバー等の防犯対策を行う。
- (4) 事業者  
従業員に対し、自転車の安全な利用の啓発を行う。  
自転車の安全な利用に関する取組を自主的・積極的に行う。  
市が実施する自転車の安全な利用に関する施策に協力する。
- (5) 関係団体  
自転車の安全な利用に関する取組を市民の理解と協力が得られるよう、自主的・積極的に行う。

### 施策の基本的な事項

- (1) 自転車交通安全教育等
  - ・市 市民のそれぞれの特性に応じた自転車交通安全教育を行う。
  - ・学校 児童生徒の発達の段階に応じた自転車交通安全教育を行う。
  - ・家庭 保護者は、自転車用ヘルメットの着用等の交通安全対策や、自転車交通安全教育を行う。  
保護者は、児童生徒の利用する自転車の損害保険等へ加入する。
- (2) 啓発活動及び広報活動等
  - ・市 自転車損害保険等への加入及び幼児・児童生徒・高齢者のヘルメットの着用促進のため、啓発広報活動を行う。
  - ・自転車小売業者  
自転車事故防止に関する知識の習得や定期的な点検整備に関する情報提供・助言及び自転車損害保険等への加入促進を行う。
- (3) 自転車を安全に利用できる道路環境の整備
  - ・市 歩行者、自転車及び自動車等が安全に通行できる道路環境を整備する。